

毎週火、金曜日発行(但し、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県職業訓練所規則

規則

鳥取県職業訓練所規則をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十号

鳥取県職業訓練所規則

第一章 総則

(訓練所の目的)

第一条 鳥取県職業訓練所(以下「訓練所」という。)は、将来就業しようとする者に対して、必要な基礎的

技能に関する職業訓練を行い、職業の安定を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。

(訓練所の訓練職種、訓練期間及び訓練定員)

第二条 訓練所の訓練職種、訓練期間及び訓練定員は、別表のとおりとする。ただし、知事は、別表に定めるもののほか、臨時訓練職種を設けることができる。

第二章 教程及び授業日

(訓練教程)

第三条 訓練教程は、労働大臣の定める訓練基準によるものとする。ただし、特別の事由があるときは、知事の承認を受けて職業訓練所長(以下「所長」という。)において変更することができる。

(訓練期間)

第四条 訓練期間は、一箇年とし、毎年四月又は十月に開始して、翌年三月又は九月に終了するものとする。

(休業日)

第五条 休業日は、次のとおりとする。

一 祝日

二 開所記念日

三 日曜日

四 年末年始の休日

五 その他所長が必要と認めて知事の承認を受けた場合

第三章 入所、修了及び退所

(入所の適格条件)

第六条 訓練生は、特別の事由があるもののほか、義務教育修了者又はこれと同等以上の学力があると認められる者であつて、性別、年齢を問わず訓練の目的に沿う意志が強く、かつ、訓練を受けようとする職種に対して適格性を有するものでなければならない。

(入所の手続)

第七条 訓練所に入所を希望する者は、も寄りの公共職業安定所に申し出なければならない。

(募集、選考)

第八条 訓練生の募集、選考及びあつ、旋は、訓練所所在地を管轄する公共職業安定所長が行う。

(入所の決定)

第九条 訓練生の入所決定は、前条のあつ、旋を受けた者の中から所長が行う。

2 前項の規定により入所を決定したときは、関係公共職業安定所長を経てすみやかに入所決定通知書を本人に送付するものとする。

(誓約書)

第十条 入所決定の通知を受けた者は、通知を受けた日から五日以内に身元保証人を定めて第一号様式による誓約書及び戸籍抄本を所長に提出しなければならない。

2 前項の身元保証人は、県内に居住し、独立の生計を営む者でなければならない。

(終了証書の授与)

第十一条 所長は、訓練生が所定の課程を修了したときは、第一号様式による修了証書を授与する。

(欠席及び退所)

第十二条 訓練生は、病気、その他の事由により欠席しようとするときは、所長に届け出なければならない。

2 訓練期間の中途において退所しようとするときは、身元保証人と連署して、その事由を所長に申し出なければならない。

第四章 処 遇

(訓練手当)

第十三条 知事は、訓練生に対して、交通費その他訓練上必要な経費の一部を訓練手当として支給することができる。

(工具及び教材)

第十四条 入所に必要な工具類は、無料貸与とし、実習教材は、訓練所において準備するものとする。

(表彰)

第十五条 知事は、学科、技術ともに優秀であり、行いが正しく出席が良好であつて、他の模範となる者を表彰することができる。

(退所処分)

第十六条 所長は、訓練生が次の各号の一に該当する場合は、退所を命ずることができる。

一 訓練所の秩序をみだす行為があつたとき。
二 行いが不良で改し、ゆんの見込みがないと認めるとき。

三 正当な事由がなく、しばしば欠席するとき。

四 前各号のほか、成業の見込みがなく、退所させることを適当と認めるとき。

(損害の弁償)

第十七条 訓練所に所属する物品を故意又は重大な過失によりき損又は亡失した者は、その損害を弁償しなければならない。

第五章 雑 則

(委任)

第十八条 所長は、この規則の施行について、必要な細則を定めることができる。

附 則

1 この規則は公布の日から施行する。

2 鳥取県立公共職業補導所規程(昭和二十七年鳥取県規則第六十九号)は、廃止する。

別表

鳥取県職業訓練所一覽表

| 訓練所の名称 | 設置場所 | 訓練職種 | 訓練期間 | 訓練定員 |
|------------|------|-----------|------|------|
| 鳥取県鳥取職業訓練所 | 鳥取市 | 機械 | 一箇年 | 四五 |
| | | 自動車整備 | " | 四〇 |
| | | 木工 | " | 三〇 |
| | | 男子服 | " | 四〇 |
| 鳥取県米子職業訓練所 | 米子市 | 建築 | 一箇年 | 三〇 |
| | | 木工 | " | 三〇 |
| | | 洋裁 | " | 三〇 |
| | | 自動車整備 | " | 三〇 |
| | | 經理事務 | " | 三〇 |
| | | 自動車整備(夜間) | " | 三〇 |
| | | 經理事務(夜間) | " | 三〇 |
| | | 木工 | 一箇年 | 三〇 |
| | | 内燃機修理 | " | 三〇 |
| | | 經理事務(夜間) | " | 三〇 |

第一号様式

誓約書

計 三箇所 一四種目

この度貴訓練所に入所しますについては、諸規則及び御指示の事項は堅く守つて専心修業します。なお、在所中本人の身元については、保証人において一切引受け少しも御迷惑をかけることをここに誓約します。

昭和 年 月 日

本人 本籍地 現住所

氏 名 氏 名

保証人 本籍地 現住所

氏 名 氏 名

鳥取県 職業訓練所長殿

第二号様式

修了証書

科

右の者本所において所定の課程を修了したことを証する

氏 名 年 月 日生

年 月 日

鳥取県 職業訓練所長 氏 名